

第2節 最終需要部門

1. 経済企画庁担当部門

9110-00 家計外消費支出（列）

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	国民経済計算年報	経済企画庁経済研究所国民所得部	
2	産業連関表（55年）	行政管理庁	

2. 生産額

生産額は、粗付加価値部門の家計外消費支出である宿泊・日当、交際費及び福利厚生費の合計値によった。後述、宿泊・日当、交際費、福利厚生費の項目を参照されたい。

3. 投入額

資料2の55年産業連関表の購入者価格に、55年から60年の各部門毎の物価上昇率を乗じることにより、60年の家計外消費支出の暫定値とし、この構成比に生産額を乗じることにより求めた。なお、55年から60年への部門ごとの物価上昇率は、国民経済計算（新SNA）の中間消費デフレーターを用いた。

4. 留意すべき点

推計方法からもわかるとおり、家計外消費支出の推計については、投入側、産出側とも充分な推計資料がないため、前回産業連関表の計数が一次推計値となっている。

9121-00 家計消費支出

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	事業所統計調査報告 (全国編) (56, 61年)	総務省統計局	
2	事業所統計(サービス業編) ()	"	
3	消費者物価指數年報	"	
4	法人企業統計年報 (59, 60年)	大蔵省証券局	
5	国税庁統計年報書	国税庁長官官房企画課	

6	作物統計	農林水産省統計情報部	
7	生産農業所得統計	"	
8	第62次農林水産省統計表	"	
9	漁業養殖業生産統計年報	"	
10	物財統計	"	
11	農村物価指数	"	
12	工業統計表（品目編）	通商産業大臣官房調査統計部	
13	工業統計表（産業編）	"	
14	商業統計表	"	
15	商業統計表（一般飲食店）	"	
16	商業動態統計月報 (59, 60年)	"	
17	商業実態基本調査 (54, 61年)	"	
18	紙・パルプ統計年報	"	
19	資源統計年報	"	
20	エネルギー生産・需給統計年報	"	
21	鉄鋼統計年報	"	
22	機械統計年報	"	
23	陸運統計年報	運輸省運輸政策局情報管理部	
24	地方公営企業年鑑	自治省財政局	
25	物価指數年報	日本銀行調査統計局	

(注) 家計消費支出は、コモディティ・フロー法（コモ法）による推計結果を採用しているため、ここでは、コモ法で使用した主な資料をあげておくこととする。

なお、コモ法では家計消費支出、国内総固定資本形成、在庫純増が同時に推計されるため、後述する国内総固定資本形成、在庫純増の推計資料も同一である。

2. 生産額

家計消費支出の生産額の推計方法は、45年表までと50年表以降とでは異なっている。

すなわち、45年表までは、国民所得統計における家計消費支出の推計方法が、家計調査報告等を用いて推計する支出接続法を採用していたため、産業連関表の家計消費支出の投入側は、生産額を家計調査等により求めるとともに、

部門毎の家計消費額も、家計調査の品目別支出額等により推計されていた。一方、産出側からも家計消費支出の推計が行なわれるので、この産出側推計値と、先に求めた投入側の推計値を調整することにより、最終的な家計消費支出が決定されていた。

50年表からは、経済企画庁において、国民所得統計から新国民経済計算体系（新SNA）に移行したことにより、最終需要部門の推計も、物的推計方法の一つであるコモディティ・フロー法（以下、「コモ法」と略す）による推計方式に改められた。このため、産業連関表の投入側推計値も、コモ法による推計値をもとに推計されることとなった。ただし、特定の商品（電力等）に関しては、新SNA概念による支出接近法の計数を勘案して、一次推計値としているものもある。

3. 投入額

コモ法による推計結果をもとに、投入額を求めた。

4. 留意すべき点

コモ法では、屑・副産物推計において、関連する商品の需要額に昭和55年産業連関表の屑・副産物発生比率（固定比率）を乗じることにより求める、という簡略な推計方法を用いている。このため、家計から発生した屑・副産物の調整に当たっては、産出側のみならず、屑・副産物の投入先の推計値とも十分な調整を行った。

9141-00 国内総固定資本形成（公的）

9142-00 国内総固定資本形成（民間）

1. 推計資料

家計消費支出の項目で述べたとおりなので、参照されたい。

2. 生産額

コモ法による推計結果をもとに、生産額を求めた。ただし、コモ法では公的と民間との区別がなく、国内総固定資本形成一本の形で推計されている。このため、公的については、新SNAと同様にして決算書の積み上げを推計値とし、民間については、コモ法推計値と公的との差を推計値とした。

3. 投入額

コモ法による推計結果をもとに投入額を求めたが、国内総固定資本形成は大別して機械投資と建設投資に分けられるため、機械部門、建設部門別にみるとこととする。

機械投資については、コモ法推計値による商品別の固定資本形成向け産出額を用い、公的と民間との割り振りは、資本財機器産業別需要構造調査結果表（通商産業省）、機械受注統計年報、各種業界情報、55年産業連関表、決算書等

の資料を用いた。

建設投資については、新SNAの推計方法がいわゆる建設コモ法を用いており、建設資材の投入額をコモ法で推計し、これに法人企業統計季報等から推計した建設業の付加価値額を加算することにより、建設部門の一次推計値としている。このあと、建設省の建設部門の生産額推計との調整を行っている。また、各部門ごとの配分は、この推計値を新SNAの推計値、建設省統計資料、業界ヒアリング等を用いて割り振ることにより求めている。

4. 留意すべき点

(1) 屑・副産物

家計消費支出の項目で述べたとおりなので、参照されたい。

(2) 建設投資の投入額推計

建設投資は、建設部門の生産額（コントロール・トータル）いかんにかかっているため、調整作業に入る前に、産出側（建設省）との調整を十分行っている。すなわち、建設補修を除く建設部門の生産額は、すべて国内総固定資本形成（公的及び民間）に産出されるため、建設省の生産額作成時点で、投入側における建設部門の資本形成額との差の調整が必要となる。なお、建設省側では、この時点で既に公的と民間との割り振りについても決定しているので、公的、民間ごとに調整を行っている。

9150-10 生産者製品在庫純増

9150-20 半製品・仕掛品在庫純増

9150-30 流通在庫純増

9150-40 原材料在庫純増

9150-50 所在不明在庫純増

1. 推計資料

家計消費支出の項目で述べたとおりなので、参照されたい。

2. 生産額

コモ法により、形態別、品目別に在庫純増が推計されるので、この形態別の合計値を生産額とした。

3. 投入額

コモ法推計結果を、産業連関表に合わせて組み替えた計数を、各部門の形態別在庫純増の推計値とした。

在庫純増の概念が、「期中における物量増減を年間平均の市中価格で評価したもの」であるから、工業統計表や商業統計表の計数を使用して在庫推計を行う場合は、商品の数量変化とともに価格変化が含まれることとなるため、年間平均価格での在庫品評価調整が必要である。投入側の推計値は、コモ法において既に在庫品評価調整された数値であ

るが、実際の計数については、一部、在庫品評価調整を行っていないものも含まれている。

4. 留意すべき点

半製品・仕掛品在庫純増については、生産額（コントロール・トータル）の推計が産業連関表作成における初期作業であることから、在庫品評価調整に関する十分な情報が得られず、在庫品評価調整が行われていない、価格変化を含んだままの推計値を用いている部門がある。

[付] 在庫品評価調整

国民経済計算で求める在庫投資は、数量的な在庫変動の測定であり、生産活動によらない単なる時間の経過に伴う価値額の増減は、除去しなくてはならない。在庫投資の推計に工業統計表や商業統計表を利用する場合、これらの計数は、企業会計に基づく在庫投資額であるから、商品の数量変化とともに価格変化が含まれており、物価変動に起因するキャピタルゲインやロスを含むこととなる。さらに、企業における在庫の評価方法はまちまちであり、この点からも在庫品評価調整の必要がある。コモ法における在庫品評価調整法では、在庫変動率算定の際に評価調整を織り込んでいる。すなわち、製品在庫変動率は、製品在庫増減額を出荷額で除して求めると、製品在庫増減額を事前に在庫品評価調整してから、製品在庫変動率を求めていた。

推計方法を図により説明すると、①工業統計表産業編から産業別に名目で在庫残高を算出し、②これを別途推計した在庫残高デフレーターで除して、実質在庫残高を求める。③次に、期首と期末の差として実質在庫増減額を得、これ

に年平均価格指数を乗じて実質在庫増減額を求める。④これを在庫変動率算定の分子として、評価調整後の在庫変動率とする。⑤こうして得られた産業別の在庫変動率を、コモ法推計の品目に対応づける。

なお、在庫残高デフレーターの作成に当たっては、在庫形態別にコモ法6桁ベースの価格指数を用いている。また、法人企業投資動向調査（経済企画庁）により棚卸評価方法を求め、在庫残高デフレーターの推計に織り込んでいる。

9122-00 対家計民間非営利団体消費支出

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	産業連関表（55年）	行政管理庁	
2	国民経済計算年報	経済企画庁経済研究所国民所得部	

2. 生産額

資料2の対家計民間非営利団体消費支出の数値とした。

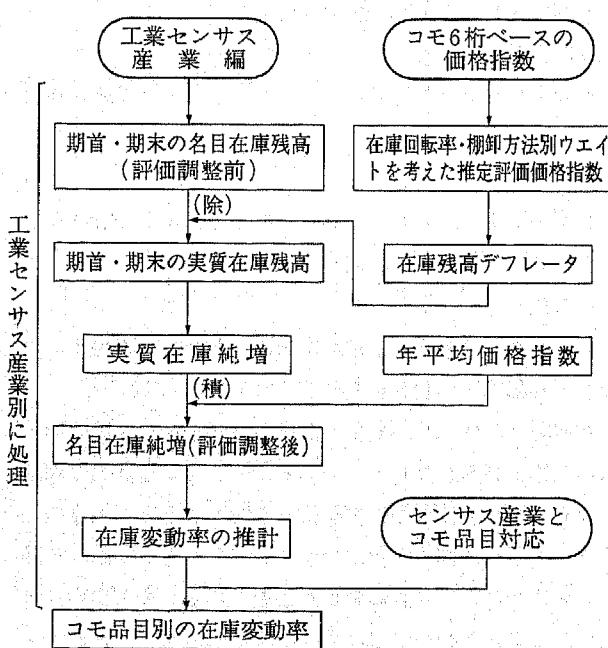
3. 投入額

資料2の対家計民間非営利団体消費支出の3部門（医療・教育・その他）の計数を資料1の対家計民間非営利団体消費支出の構成比で分割して求めた。

9130-10 中央政府消費支出

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	歳入決算明細書 (59, 60年度)	大蔵省	
2	各省各庁歳出決算報告書 (59, 60年度)	大蔵省	
3	特別会計決算参考書 (59, 60年度)	大蔵省	
4	政府関係機関決算書 (59, 60年度)	大蔵省	
5	国民経済計算年報	経済企画庁経済研究所国民所得部	
6	産業連関表作成に関する基礎資料—昭和60年度において購入した物資及びサービスの内訳	防衛庁	



No.	資料名	出所	備考
7	産業連関表作成のため の昭和60年度地方公共 団体財政支出内容調査	経済企画庁経済研 究所国民所得部	

2. 生産額

中央政府に分類される政府サービス生産者に属する部門は下記のとおりであり、各部門の生産額のうち中央政府分に当たるものから他の部門に対するサービスの販売額を差し引いたもの、つまり、それぞれの自己消費額を集計して生産額とする。

7179-041 航空付帯サービス（国公営）

8111-011 公務（中央）

8211-011 学校教育（国公立）

8211-031 自然科学・学校研究機関（国公立）

8211-041 人文科学・学校研究機関（国公立）

8213-011 社会教育（国公立）

8213-031 その他の教育訓練機関（国公立）

8221-011 自然科学研究機関（国公立）

8221-021 人文科学研究機関（国公立）

8311-011 医療（国公立）

8311-041 保健衛生（国公立）

8312-011 社会保険事業（国公立）

8312-031 社会福祉施設（国公立）

3. 投入額

生産額推計で記述した各部門における自己消費額の推計は下記のとおりである。

7179-041 航空付帯サービス（国公立）（うち中央政府に分類されるもの）

自己消費額=生産額-施設利用者からの料金収入

8111-011 公務（中央）

自己消費額=生産額-施設利用者からの料金収入

8211-011 学校教育（国公立）（うち中央政府に分類されるもの）

自己消費額=生産額-学生生徒納付金

8211-031 自然科学・学校研究機関（国公立）（うち中央政府に分類されるもの）

自己消費額=生産額-施設利用者からの料金収入

8211-041 人文科学・学校研究機関（国公立）（うち中央政府に分類されるもの）

自己消費額=生産額-施設利用者からの料金収入

8213-011 社会教育（国公立）（うち中央政府に分類され

るもの）

自己消費額=生産額-入場料等の料金収入

8213-031 その他の教育訓練機関（国公立）（うち中央政府に分類されるもの）

自己消費額=生産額-学生生徒納付金

8221-011 自然科学研究機関（国公立）（うち中央政府に分類されるもの）

自己消費額=生産額-施設利用者からの料金収入

8221-021 人文科学研究機関（国公立）（うち中央政府に分類されるもの）

自己消費額=生産額-施設利用者からの料金収入

8311-011 医療（国公立）（うち中央政府に分類されるもの）

自己消費額=生産額-一家計からの料金収入

8311-041 保健衛生（国公立）（うち中央政府に分類されるもの）

自己消費額=生産額-施設利用者からの料金収入

8312-011 社会保険事業（国公立）（うち中央政府に分類されるもの）

自己消費額=生産額

8312-031 社会福祉施設（国公立）（うち中央政府に分類されるもの）

自己消費額=生産額-一家計からの料金・措置費等の収入

9130-12 地方政府消費支出

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	地方財政統計年報 (59, 60年度)	自治省財政局	
2	地方公務員給与の実態 (59, 60年)	〃 行政局	
3	地方公営企業年鑑 (59, 60年度)	〃 財政局	
4	国民経済計算年報 (59, 60年度)	経済企画庁経済研 究所国民所得部	
5	産業連関表作成のため の昭和60年度地方公共 団体財政支出内容調査	〃	

2. 生産額

地方政府に分類される政府サービス生産者に属する部門は下記のとおりであり、各部門の生産額のうち地方政府分

に当たるものから他の部門に対するサービスの販売額を差し引いたもの、つまりそれぞれの自己消費額を集計して生産額とする。

5211-031 下水道

5212-011 廃棄物処理（公営）

7179-021 水運付帯サービス（公営）

7179-041 航空付帯サービス（国公営）

8112-011 公務（地方）

8211-011 学校教育（国公立）

8211-031 自然科学・学校研究機関（国公立）

8211-041 人文科学・学校研究機関（国公立）

8213-011 社会教育（国公立）

8213-031 その他の教育訓練機関（国公立）

8221-011 自然科学研究機関（国公立）

8221-021 人文科学研究機関（国公立）

8311-011 医療（国公立）

8311-041 保健衛生（国公立）

8312-011 社会保険事業（国公立）

8312-031 社会福祉施設（国公立）

3. 投入額

生産額推計で記述した各部門における自己消費額の推計は下記のとおりである。

5211-031 下水道

自己消費額=生産額-（家計から徴収した料金+事業所から徴収した料金）

5212-011 廃棄物処理（公営）

自己消費額=生産額-（家計から徴収した料金+事業所から徴収した料金）

7179-021 水運付帯サービス（公営）（うち地方政府に分類されるもの）

自己消費額=生産額-施設利用者からの料金収入

7179-041 航空付帯サービス（国公営）（うち地方政府に分類されるもの）

自己消費額=生産額-施設利用者からの料金収入

8112-011 公務（地方）

自己消費額=生産額-施設利用者からの料金収入

8211-011 学校教育（国公立）（うち地方政府に分類されるもの）

自己消費額=生産額-学生徒納付金

8211-031 自然科学・学校研究機関（国公立）（うち地方政府に分類されるもの）

自己消費額=生産額-施設利用者からの料金収入

8211-041 人文科学・学校研究機関（国公立）（うち地方政府に分類されるもの）

自己消費額=生産額-施設利用者からの料金収入

8213-011 社会教育（国公立）（うち地方政府に分類されるもの）

自己消費額=生産額-入場料等の料金収入

8213-031 その他の教育訓練機関（国公立）（うち地方政府に分類されるもの）

自己消費額=生産額-学生徒納付金

8221-011 自然科学研究機関（国公立）（うち地方政府に分類されるもの）

自己消費額=生産額-施設利用者からの料金収入

8221-021 人文科学研究機関（国公立）（うち地方政府に分類されるもの）

自己消費額=生産額-施設利用者からの料金収入

8311-011 医療（国公立）（うち地方政府に分類されるもの）

自己消費額=生産額-家計からの料金収入

8311-041 保健衛生（国公立）（うち地方政府に分類されるもの）

自己消費額=生産額-施設利用者からの料金収入

8312-011 社会保険事業（国公立）（うち地方政府に分類されるもの）

自己消費額=生産額

8312-031 社会福祉施設（国公立）（うち地方政府に分類されるもの）

自己消費額=生産額-家計からの料金、措置費等の収入

9212-00 直接購入（輸出）

1. 推計資料

No.	資 料 名	出 所	備 考
1	国際收支表	日本銀行外国局	
2	登録ホテル・旅館宿泊 統計年報	運輸省国際運輸・ 観光局観光部	
3	家計調査	総務省統計局	
4	訪日外客消費額調査 (昭和62年)	国際観光振興会	

2. 生産額

観光、訪問等旅行者の消費と外交団等・隊員個人消費に分けて推計する。

- (1) 観光、訪問等旅行者消費……国際收支表「旅行」を「観光」と「その他」に分割する（60年4月以降については国際收支表からデータが得られないで、過去のウェイトを使

って分割)。次に、「その他」を親戚・知人訪問等旅行者(家計が消費するもの)と業務渡航者消費(雇主により払戻しを受けるもの)に、資料2によって分割し、観光旅行者と親戚・知人訪問等旅行者の額を合計する。

- (2) 外交団等、隊員個人消費……国際収支表「公的部門取引」のうちの「外交団等消費」と「隊員個人支出」の額である。
- (1)と(2)を合計して直接購入(輸出)の生産額とする。

3. 投入額

観光、訪問等旅行者の消費と外交団等・隊員個人消費に分けて推計する。

- (1) 観光、訪問等旅行者消費……訪日の目的、人種(国別)及び滞在期間等により、消費パターンは異なるが、データ上の制約から、資料4に基づき、まず費目(物品購入・宿泊・飲食・娯楽・運輸・その他)に分割し、産業連関表用分類に対応させて求める。
- (2) 外交団等、隊員個人消費……資料3の年間収入5分位階級の最高位の消費パターンを参考にして推計する。

4. 留意すべき点

外交団等、隊員個人消費の推計に利用した消費パターンは、日本の家計調査に基づくものである。

9412-00 (控除) 直接購入(輸入)

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	国際収支表	日本銀行外国局	
2	登録ホテル・旅館宿泊統計年報	運輸省国際運輸・観光局観光部	
3	家計調査	総務庁統計局	
4	訪日外客消費額調査 (昭和62年)	国際観光振興会	
5	海外旅行帰国邦人に対する海外での購入品等に関するアンケート調査	経済企画庁国民生活局	

2. 生産額

観光、訪問等旅行者の消費と外交団等消費に分けて推計する。

- (1) 観光、訪問等旅行者消費……国際収支表「旅行」を「観光」と「その他」に分割する(60年4月以降については国際収支表からデータが得られないで、過去のウェイトを使って分割)。次に、「その他」を親戚・知人訪問等旅行者

(家計が消費するもの)と業務渡航者消費(雇主により払戻しを受けるもの)に、資料2によって分割し、観光旅行者と親戚・知人訪問等旅行者の額を合計する。

- (2) 外交団等消費……国際収支表「公的部門取引」のうちの「外交団等消費」の額である。

(1)と(2)を合計して直接購入(輸入)の生産額とする。

3. 投入額

観光、訪問等旅行者の消費と外交団等消費に分けて推計する。

- (1) 観光、訪問等旅行者消費……居住者の海外消費も非居住者の国内消費と同様、それぞれの条件(目的・滞在期間・社会的地位等)により、消費パターンは異なるが、データ上の制約のため、資料4により非居住者の国内消費パターンに準じて、費目(物品購入・宿泊・飲食・娯楽・運輸・その他)に分割し、産業連関表用分類に対応させて求める。なお、物品購入については、資料5を参考にした。

- (2) 外交団等消費……資料3の年間収入5分位階級の最高位の消費パターンを参考にして推計する。

4. 留意すべき点

観光、訪問等旅行の消費構成については、資料4の訪日外客消費額調査を用いたが、当該調査の行われた時期が、円高の進行期にあったこともあり、居住者の海外での消費実態と乖離している点もあると思われる。

2. 総務庁担当部門

貿易関係一般

昭和60年産業連関表においては、対外的な経済取引を「居住者と非居住者における財貨と非要素サービスの取引」と規定し、これを普通貿易(輸出・輸入別)、特殊貿易(輸出・輸入別)及び直接購入(輸出・輸入別)並びに関税及び輸入品商品税の各部門に表示した。

具体的には、「普通貿易」には財貨の取引を記録している。「特殊貿易」には、非要素サービスの取引及び普通貿易で扱われない財貨(船機用品、業務渡航者の購入する財貨及び非要素サービス、在日外国駐留軍の調達する財貨及び非要素サービス等)を記録し、また、「直接購入」には、居住者家計が海外で消費する財貨・サービス(外交官個人消費、観光・訪問等旅行者消費等)及び非居住者家計が日本国内で消費する財貨・サービス(在日外交官個人消費、在日外国駐留軍の隊員個人消費等)を記録している。

また、普通貿易の輸入財貨に係る関税及び内国消費税としての物品税については、前者を「関税」、後者を「輸入品商品税」として扱った。

なお、産業連関表では、国内概念を採用している。このため、日本国内にある外国企業、海外にある日本国政府の公館等は国内であり、これらとの取引は、居住者間の取引として扱われ、貿易とはならない。逆に、日本国内にある外国公館や駐留軍等は海外、すなわち非居住者として扱い、これらとの取引は、貿易（特殊貿易・直接購入）となる。

9211-10 普通貿易（輸出）

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	普通貿易統計	大蔵省関税局輸出課	磁気テープ
2	日本貿易月表	日本関税協会	

2. 生産額

上記推計資料2による輸出総額から、映画用等フィルム（特殊貿易でフィルム賃貸料として計上）、総トン数が500トン以上の鋼船の再輸出入額を控除（当初から貿易取引がなかったものとみなした）し、輸出額合計とした。

3. 投入額

部門別の輸出額は、資料1のCCCN細品目（7桁）を産業連関表の基本分類（7桁）に対応させ、それをコンバーターとして組替集計した（計数編（2）産業連関表—貿易統計コード対応表を参照）。

なお、普通貿易統計の輸出額は、FOB価格（本船渡し価格）で評価されたものであり、購入者価格評価表では部門別の輸出額をそのままの形で利用できるが、生産者価格評価表では、FOB価格から国内流通経費（生産事業所から本船までに要した商業マージン及び貨物運賃）を控除した生産者価格で評価する必要がある。

FOB価格を生産者価格へ転換する方法として、資料1の細品目ベースで商業マージン・運賃額を求めるることは資料的に不可能であるため、昭和60年表においては、まず、産業連関表の行部門（7桁）別に輸出商業マージン率・運賃率を

55年輸出マージン・運賃率 × $\frac{60年内生卸マージン・運賃率(暫定)}{55年内生卸マージン・運賃率}$
により求め、次いで、各種の情報を用いてこれらの商業マージン率・運賃率に必要な修正を加えた上で、それらをFOB価格に乗じて輸出に係る部門別商業マージン額・運賃額を求めた。そして、それらをFOB価格から控除して生産者価格ベースの輸出額とした。

4. 產出額

最終需要部門であるため、該当しない。

5. 推計上の留意点

小額貨物（1件当たり20万円以下）の輸出額は、資料の制約から把握できないため生産額に含めていない。

9411-10 (控除) 普通貿易（輸入）

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	普通貿易統計	大蔵省関税局輸出課	磁気テープ
2	日本貿易月表	日本関税協会	

2. 生産額

資料2による輸入総額から、映画用等フィルム（特殊貿易でフィルム賃貸料として計上）、総トン数が500トン以上の鋼船の再輸出入額を控除（当初から貿易取引がなかったものとみなした）し、輸入額合計とした。

3. 投入額

部門別の輸入額は、資料1のCCCN細品目（7桁）を産業連関表の基本分類（7桁）に対応させ、それをコンバーターとして組替集計した。

4. 產出額

最終需要部門であるため、該当しない。

5. 推計上の留意点

小額貨物（1件当たり20万円以下）の輸出額は、資料の制約から把握できないため生産額に含めていない。

なお、産業連関表では、輸入額は生産者価格評価表及び購入者価格評価表ともCIF価格で評価しているため、輸出におけるような商業マージン額・運賃額の控除は行わない。

9211-20 特殊貿易（輸出）

9411-20 (控除) 特殊貿易（輸入）

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	国際収支明細表	大蔵省国際金融局調査課	
2	外客統計年報	運輸省国際運輸・観光局	
3	訪日外客消費額調査 (58, 61年)	国際観光振興会	

No.	資料名	出所	備考
4	海上輸送の現況	運輸省国際運輸・觀光局	
5	エネルギー生産・需給統計年報	通商産業大臣官房 調査統計部資源エネルギー統計調査室	
6	旅客携帯品旅具通関実態調査結果(62年)	大蔵省	

2. 生産額

原則として、資料1「国際収支明細表」のうち直接購入と要素サービスの受払いを除いたもの、すなわち「国際収支明細表(1), (3), (5-1) 及び (5-2)」の各表が生産額推計の範囲となり、「受」=輸出、「払」=輸入として記録されるが、以下のような例外がある。

- (1) 産業連関表では、輸出は本船渡しのFOB価格、輸入は運賃・保険料を含むCIF価格で評価されているため、海上等における運賃・保険は国内のサービス取引とみなされない。したがって、概念定義上、貨物運賃・保険に関しては、本邦運輸(保険)業者の受取った貨物運賃(ネット保険料)収入を、すべて貨物運賃、貨物保険の輸出に計上する。また、輸入については、CIF価格評価のため、運賃・保険というサービスの輸入は考えない。このため国際収支表における「払」の額は、特殊貿易(輸入)の生産額には含まれない(注: 部門別概念・定義・範囲参照)。
- (2) 旅行については、業務目的の旅行のみが特殊貿易の範囲であり、観光等は直接購入となって当部門には含まれない。国際収支明細表(3)「貿易外一旅行」の「2. その他」が業務旅行に該当するが、その一部に業務旅行の同行者の活動(直接購入に該当する)を含むため、この比率を経済企画庁と協議して決定し、業務旅行の生産額を推計した。
- (3) 国際収支明細表(5-1)「貿易外一その他(公的部門取引)」のうち、外交団等消費は、特殊貿易の範囲としない。また、軍関係のうち、現地要員賃金及び隊員個人支出は、それ要素サービスの輸出及び直接購入(輸出)となるので、特殊貿易の範囲外である。
- (4) 国際収支明細表(5-2)「貿易外一その他(民間部門取引)」のうち、「1. 労働所得」、「2. 特許権使用料」、「3-(6)建設活動」は要素サービスの取引であり、特殊貿易の範囲外である。また「3-(3)事務所経費」及び「3-(8)クレーム」も含めない。

(5) 貨物運賃(船舶)、旅客運賃(船舶)、用船料(船舶)及びその他運賃等(船舶)の輸出については、国際収支明細表には外国用船による収入が含まれていないため、資料4に基づく運輸省推計値を用いた。

(6) 船用油については、資料5により推計した値を用いた。なお、円換算については、経済企画庁が国民経済計算作成のために使用した四半期ごとの統一レートを用いた。

3. 投入額

国際収支明細表の項目と産業連関表部門分類が1対1に対応していないものについては、各種の資料を使用して分割係数を決定して推計した。

業務旅行については、資料3の訪日目的別消費額を用いて、宿泊費、飲食費等に分割し、さらに資料6に基づく部門別の細分を行ない、投入額推計値とした。

4. 產出額

最終需要部門であるため、該当しない。

5. 推計上の留意点

国際収支明細表(5-2)の民間部門取引のうち「事務所経費」については、昭和55年表までは特殊貿易部門の推計の範囲としていたが、昭和60年表においては、この事項に係る取引活動を「居住者と非居住者間におけるサービスの取引」とはみなせないと判断し、生産額推計の範囲から除外した。

9420-00 関税

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	貿易統計	大蔵省関税局輸出課	磁気データ

2. 生産額

関税は、輸入品に係るものであるため、普通貿易の輸入額推計に用いた輸入品目と産業連関表部門分類(7桁)とのコンバータを用い、資料1を組替集計した。

3. 投入額

生産額の項と同じである。

4. 產出額

最終需要部門であるため、該当しない。

5. 推計上の留意点

普通貿易と同様、小額貨物の輸入品(20万円以下)に係る関税額を含めない。

9430-00 (控除) 輸入品商品税

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	国税庁統計年報書 (59, 60年)	国税庁長官官房企画課	
2	物品税課税高集計表 (59, 60年)	国税庁長官官房総務課	業務資料
3	日本貿易月表	日本関税協会	

2. 生産額

- (1) 酒税, たばこ消費税, 砂糖消費税, 挥発油税, 地方道路税, 石油ガス税, 石油税, トランプ類税

資料1により各税の「税関分課税状況」の税額を求め, 次により暦年補正を行って推計した。

(暦年補正式)

$$59\text{年度値} \times 1/4 + 60\text{年度値} \times 3/4 = 60\text{年値}$$

(2) 物品税

資料2について、「税関分課税状況」を国税庁に照会し, (1)と同様の方法により暦年補正を行って推計した。

3. 投入額

各税について、品目別課税額を生産額と同様の方法により推計し、産業連関表部門分類に対応させた。ただし、石油税については、生産額を資料3から求めた油種別輸入額比により按分し、産業連関表部門分類に対応させた。

第3節 粗付加価値部門

1. 労働省担当部門

- ◎ 9311-000 賃金・俸給
 - 9311-010 常用労働者賃金
 - 9311-020 臨時・日雇労働者賃金
 - 9311-030 役員俸給
- ◎○ 9312-000 社会保険料(雇用主負担)
- ◎ 9313-000 その他の給与及び手当
 - 9313-010 退職年金及び退職一時金
 - 9313-020 現物給与
 - 9313-030 給与住宅差額家賃
 - 9313-040 社会保険に関する上積給付金
 - 9313-050 財産形成に関する費用

(注) ◎印は公表部門, ○印は作業部門

基本表における付加価値中の雇用者所得は、原則として、

雇用者数×雇用者1人当たり賃金を基礎に推計したものであり、ここでは、その根拠となった従業者数の推計を含めて雇用者所得の推計方法の概要を述べる。

1. 推計資料

利用した主な資料は次のとおりであるが、このほか、直接、各省庁、公社公団等から電話等により情報を入手して活用した。

資料名	出所
事業所統計調査報告	総務庁統計局
国勢調査	〃
就業構造基本調査	〃
労働力調査	〃
科学技術研究調査	〃
住宅統計調査	〃
一般職国家公務員在職状況統計表	総務庁人事局
特別職在職状況統計表	〃
給与支払状況統計報告	〃
特殊法人要覧	総務庁
毎月勤労統計調査	労働省
賃金労働時間制度等総合調査	〃
屋外労働者職種別賃金調査	〃
賃金構造基本統計調査	〃
林業労働者職種別賃金調査	〃
農家経済調査	農林水産省
総合農協統計	〃
農業生産費調査	〃
漁業経済調査	〃
国有林野事業労務統計	〃
本邦鉱業の趨勢	通商産業省
鉱業統計月報	〃
エネルギー統計年報	〃
資源統計年報	〃
工業統計表	〃
商業統計表	〃
電気事業要覧	〃
ガス事業統計年報	〃
地方公務員給与の実態	自治省
地方財政統計年報	〃
郵政統計年報	郵政省
法人企業統計	大蔵省
国民経済計算	経済企画庁
船員労働統計	運輸省

資料名	出所
医療施設調査	厚生省
国家公務員給与等実態調査	人事院
主要企業経営分析	日本銀行
国の予算書	大蔵省
国の決算書	"
私鉄統計年報	運輸省

2. 推計方法

(1) 従業者数の推計

自営業主、家族従業者は、原則として「国勢調査」の結果に、「就業構造基本調査」(昭和57、62年)結果の各従業上の地位の副業の数を加えた。これらの推計で「事業所統計調査」を基礎としなかったのは、雇用者のいない自営業主のかなりの部分が把握されていない等の理由による。

有給役員、常用雇用者、臨時・日雇雇用者は、主として「国勢調査」の結果から推計し、労働力の需要側の統計である「事業所統計調査」や「工業統計表」に基づいてこれを補完した。それは、「国勢調査」など労働力の供給側の統計では二重雇用者が把握されておらず、産業連関表のように詳細な部門の数値の正確性が保証されないなどの理由による。

部門別には、労働力の需要側の統計では十分推計できない農林水産業では、「国勢調査」や農林水産省の調査を、また公務や公営企業などに関連する部門では、予算書等の資料を利用した。

製造業は「国勢調査」、「事業所統計調査」を基礎としたが、各部門への配分は「工業統計表」の産業連関表用部門別組替集計結果の従業者数によった。これらの産業以外の部門は原則として「国勢調査」、「事業所統計調査」の結果によった。

なお、「国勢調査」、「事業所統計調査」等はある一時点の調査であるから、労働力調査の各月と年平均値との比率によって年平均ベースに転換した計数を用いた。

(2) 雇用者所得の推計

賃金・俸給は、常用雇用者、臨時・日雇雇用者、有給役員の別に1人当たり平均賃金を推計し、それに人数を乗じた。社会保険料(雇用主負担)、その他の給与は、各項目の常雇賃金に対する比率を推計し、先に求めた常雇賃金に乗じた。

① 常雇賃金の推計

1人当たり賃金は、製造業部門、サービス業部門、公

務等の部門、その他の部門に分けて、次のような資料に基づいて推計した。

(i) 製造業部門

「工業統計表」の産業連関用部門別組替集計結果の賃金を採用し、これを「毎月労働統計調査」でチェックした。

(ii) サービス業部門

「毎月労働統計調査」の小分類組替集計結果の賃金を採用した。

(iii) 公務、医療及び教育等の部門

公務は、「国の決算書」、「国家公務員給与等実態調査」、「地方公務員給与の実態」等から、国公立の医療及び教育、公共企業体、公営企業は予算書から、それぞれ1人当たり賃金を推計した。

(iv) その他の部門

農林水産業の部門は「農家経済調査」等の農林水産省の調査、鉱業は「本邦鉱業の趨勢」の労働者の賃金を、それ以外の部門は「毎月労働統計調査」の小分類組替集計結果の賃金を採用した。

② 臨時・日雇賃金

「毎月労働統計調査」の臨時・日雇賃金日額に就労日数、臨時・日雇雇用者数を乗じた。(賃金日額×月平均就労日数×12ヶ月×臨時・日雇雇用者数)

なお、就労日数は、「毎月労働統計調査」の延人日数(man·day)を「事業所統計調査」の雇用者数で除して算出した。

③ 有給役員給与

労働統計の中で、役員給与を調査したものが存在しないため、「法人企業統計」によって産業(中分類)別に常雇賃金に対する倍率を算出し、これを部門別に推計した常雇賃金に乘することによって1人当たり役員給与を推計した。

④ 社会保険料、その他の雇用者所得

社会保険料雇用主負担、退職年金及び退職一時金、現物給与、給与住宅差額家賃、社会保険給付上積給付金、財形費用は、「賃金労働時間制度等総合調査」により現金給与総額に対する比率を計算し、これに常雇の賃金を乗じて算出した。

3. 問題点

雇用者数及び雇用者所得の推計の問題は、雇用者数の推計資料が事業所ベースであるのに対し、それを生産アクティビティ・ベースに転換しなければならないということであった。特に、建設業や耕種農業の部門のように、同一の雇用者が季節的に転職あるいは兼業するなど複数の商品

の生産を行う場合や、鉄鋼や化学の部門等各商品が一貫作業で生産される場合が問題となった。とりわけ建設部門は、既存の資料から基本分類に分割することが非常に困難であり、十分な推計が行えなかつたので注意を要する。

また、実際の推計に当たって、資料がないか、又は資料があつても概念・範囲等が異なり利用できない場合があつた。特に、雇用者所得の推計に当たつて必要となる賃金に関する資料が十分でないことが多かつた。例えば、農林水産業は、就業状態に季節性が強く、また、他部門との兼業が多いことや、資料面での制約等の問題があり、賃金の推計は困難であった。また、零細企業の資料も十分でないという問題があつた。

2. 経済企画庁担当部門

[家計外消費支出]

9110-010 宿泊・日当

9110-020 交際費

9110-030 福利厚生費

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	国民経済計算年報	経済企画庁経済研究所国民所得部	
2	産業連関表（55年）	行政管理庁	

2. 生産額

「宿泊・日当」、「交際費」、「福利厚生費」の家計外消費支出各部門について産業、政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者の合計により推計した。

産業については、資料2及びその付帯表である55年V表を基に作成されている新SNA昭和55年U表（産業別財貨・サービス投入表）を延長推計して得られた昭和60年簡易U表から、家計外消費支出各部門ごとに産業別の投入額を合計することにより得られる。

政府サービス生産者については、資料2から家計外消費支出各行部門について産業計に対する政府サービス生産者の割合を用いて、上記の産業計にこの割合を乗ずることにより推計した。

対家計民間非営利サービス生産者については、政府サービス生産者の推計方法と同様に、家計外消費支出、各行部門の生産者部門に対する対家計民間非営利サービス生産者の割合を家計外消費支出各行部門の産業計に乗ずることに

より推計した。

3. 産出額

(1) 55年産業連関表の各家計外消費出3部門の計数を60年産業連関表コード体系に変換し、3部門の投入係数を求め、60年産業連関表の国内生産額に乘じ、一次推計値とする。

(2) 次に、一次推計値の構成比で、国民経済計算の産業別家計外消費支出を分割し、産出額を確定した。

9412-000 営業余剰

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	国民経済計算年報	経済企画庁経済研究所国民所得部	
2	産業連関表（55年）	行政管理庁	

2. 生産額

資料1の営業余剰に統計上の不適合を加える。

3. 産出額

家計外消費支出と同様の推計方法を用いた。調整は、投入側からの情報を中心に計数を確定した。

9420-000 資本減耗引当

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	国民経済計算年報	経済企画庁経済研究所国民所得部	
2	産業連関表（55年）	行政管理庁	

2. 生産額

資料1より得られる固定資本減耗額（資本減耗引当に同じ）を用いた。

3. 産出額

家計外消費支出と同様の推計方法を用いた。次に、投入側で推計された減価償却額を参考として調整を行ない、資本減耗引当の産出額を決定した。

9430-000 間接税（関税を除く）

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	決算書	大蔵省	
2	国税庁統計年報書	国税庁	
3	地方財政統計年報	自治省	
4	道府県税の課税状況等に関する調査	自治省	
5	固定資産の価格等の概要調査（土地）	自治省	
6	国土庁資料	国土庁	
7	工業統計表	通商産業大臣官房 調査統計部	
8	国富調査総合報告 (45年)	経済企画庁経済研究所	
9	国民経済計算年報	経済企画庁経済研究所国民所得部	
10	陸運統計要覧	運輸省運輸政策局	

2. 生産額

国民経済計算基礎資料より、関税及び輸入品商品税を除いた間接税の昭和60年暦年分とする。

3. 產出額

間接税を、① 不動産関係税、② 自動車関係税、③ 事業税等、④ 印紙収入・手数料等、⑤ その他、⑥ 物品税の6つの分野に分けて推計した。

そのうち、⑤ その他（例：砂糖消費税（1115-04「砂糖」）、揮発油税（2111-01「石油製品」）は税目ごとに負担部門に配分し、⑥ 物品税は、区分ごとに負担部門へ配分した。① 不動産関係税② 自動車関係税は、国富調査・陸運

統計要覧によって大枠の配分を行い、基本分類への配分は、国内生産額の構成比で行った。③ 事業税等④ 印紙収入・手数料等は、国内生産額の構成比で配分した。

9440-000 (控除) 経常補助金

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	決算書	大蔵省	
2	補助金総覧	大蔵省	
3	地方財政統計年報	自治省財政局	
4	国民経済計算年報	経済企画庁経済研究所国民所得部	

2. 生産額

国民経済計算を参考に、個々の補助金について経常補助金となしうるかどうかの見直しを行い、補助金の昭和60年暦年分とした。

3. 產出額

経常補助金は、決算書の「目」を単位として「補助金総覧」等を参考に補助金目的により受取り先の各部門に配分した。

なお、

- ①政府諸機関（産業）に交付される経常補助金は、当該諸機関が格付けられている部門に配分する。
- ②事業費補助金、対策費補助金等の経常補助金は、交付対象が格付けられている部門に配分する。
- ③利子補給金は金融業への補助金とすることを原則とする。
- ④食糧管理特別会計への一般会計からの繰入れは、商業部門でなく、精穀・製粉部門等への補助金とする。